

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	第一種動物取扱業の更新	
根拠法令・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第13条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 動物指導センター	
審 査 基 準	<p>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第1項（動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして定める基準）</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第2項（飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準）</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第3項（幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして定める基準）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	14日間
	標準処理期間を設定できない理由	